

元気でがんばります

—出稼者就労先懇談会—

出稼者を激励し、出稼先での安全就労を推進する「出稼者就労先懇談会」が、先月10日から13日まで、名古屋、小田原、東京、群馬の4会場で開かれました。東京の会場には約60人の出稼者が出席。市長が大館の現況報告をしたあと、「風邪をひかないように」とアメッコ市のアメをプレゼント。出席者は、久しぶりに大館弁で古里の話に花を咲かせ、楽しいひとときを過ごしました。

▶久しぶりですね。まず一杯。(東京会場)



◀みんな元気でくす。(小田原会場)

おとうさんへ

おとうさんげんきですか。わたしもいさんもゆっちゃんもみんなもげんきです。おしよがつにかえったとき、おもちゃをかってもらってうれしかったです。いまでもまいにちあそんでいます。十七日から三がつがはじまりました。またあおやぎせんせいからならっていただきます。

こんど学校でたいいくのじかんにすきをやるので、おじいさんがわたしとに



▶やっぱり、秋田のサゲはンメなア。(東京会場)

いさんとゆっちゃんをおおゆすきーじょうにつれていってくれました。とてもおもしろかったです。ゆっちゃんは、はじめてすきーにのったのわたしよりもたかいところからすべってきました。いさんは、二十二かいもろうぶにのりました。おとうさん、からだにきをつけてはたらいてください。わたしもいさんもべんきようをがんばります。ときときは、でんわをください。ではさようなら。

ちぐさより

※この手紙は、福田千草ちゃん(成章小一年)が、東京へ出稼中のお父さん(満則さん)へあてたものです。

農耕用軽油の

免税証を交付

とき・4月6日、7日
9時～15時

ところ・北秋田県税事務所

◇新規申請に必要なもの

- ・機械の購入証明書等
- ・耕作証明書
- ・申請者の印鑑

◇継続申請に必要なもの

- ・免税軽油使用者証
- ・耕作証明書
- ・申請者の印鑑

・前回購入した免税軽油の納品書(前回の免税交付数量が200kg以下の場合には不要です)

※免税軽油使用者証の有効期限が年の途中で切れる場合や、機械に変更がある場合は、新規の扱いになります。

問い合わせ・北秋田県事務所
☎49-2211

あなたの耳を

大切に

3月3日は「耳の日」です

